

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話(令和7年(2025年)10月10日)

本日、熊本県人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等の報告及び勧告を行いました。

職員の給与改定に当たっては、国や他の地方公共団体の職員の給与等の状況も踏まえながら、地域の民間の給与水準との均衡を図ることを基本としています。

このような中、本年、人事院は、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提に、官民給与の比較のための対象企業規模を50人以上から100人以上に引き上げました。

本県の給与制度は従来から国に準じており、今回の比較対象企業規模の引上げは、半導体関連産業の集積に関する取組強化や本県採用試験の受験者数減少など、本県が直面する課題にも合致するものです。そこで、本県においても、公民給与の比較対象企業規模を50人以上から100人以上に引き上げる必要があると判断しました。

比較対象企業規模を見直した上で、職員給与と民間給与を比較した結果、職員の月例給及び特別給については、いずれも民間を下回っていることが明らかになりました。このうち、月例給については、人事院勧告に準じた給料表の引上げ改定を行ったとしても、なお民間給与との較差が残ることとなるので、人事院が勧告した俸給表の各号給に一定の率を乗じた給料表に改定することを勧告しました。また、職員の期末手当及び勤勉手当についても、民間の支給割合に見合うよう0.05月分引き上げることがを勧告しました。

この他、職員の人事管理に関する今後の課題として、多様で有為な人材を確保・育成することに加え、職員一人ひとりが健康で豊かな生活を送る時間が確保できる勤務環境を整備すること等について報告しました。また、本県では、TSMC進出に伴う道路の渋滞対策や地下水保全対策の取組強化、子ども関連施策推進等の行政需要が生じていることにより、時間外勤務が減少しない状況です。任命権者においては、月100時間や年間720時間を超える時間外勤務を行っている職員がいる現状について、早

急な改善が必要であることを認識し、組織全体として抜本的な対策を講じていく必要があります。

本委員会としまして、総実勤務時間の状況を把握し、指導・助言を行うなど、任命権者と連携しながら、職員の勤務条件の確保等に適時適切に取り組むとともに、労働基準監督機関としての役割をより充実・強化させていきます。

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく運用されることが、職員の勤務条件について県民の御理解を頂くことにつながるとともに、職員の士気の向上、人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、能率的な行政運営を維持する上での基盤となります。

職員におかれては、複雑化・多様化する行政需要への対応を含め、日々の行政運営に精励されていることに対し、心から敬意を表します。今後も、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての自覚を常に強く持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に引き続き努め、県民の期待と信頼に応えていかれることを期待します。

任命権者におかれては、県勢の更なる発展に向けて、職員が職務に専念できるよう、勤務条件及び勤務環境の適正な確保について、引き続き十分な取組をお願いします。

最後に、県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義と、個々の職員がそれぞれの職場で使命感を持って毎日の職務に精励していることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。